

トピックス

- [張国棟弁護士、ジェットロ北京進出企業支援セミナーにおいて講演を実施](#)

法令速報

- [国家市場監督管理総局、会社登録資本金登記管理制度への意見を公募](#)
- [「中華人民共和国国家秘密保守法」、二度目の改正](#)
- [国務院、より高い強度による外資の誘致と利用に関する行動案を公布](#)

弁護士コラム

- [有限責任会社の法定代表者——新「会社法」解説連載シリーズその三](#)

張国棟弁護士、ジェットロ北京進出企業支援セミナーにおいて講演を実施

2024年3月22日の夕方に中国国家インターネット情報弁公室は待望の「データの越境流動の促進及び規範化に関する規定」(以下「新規定」という。)をついに正式に発表しました。それに伴って新規定に基づいて更新された「データ越境安全評価申告ガイドライン(第2版)」と「個人情報越境標準契約書届出ガイドライン(第2版)」も同日に発表されました。新規定におきましては従来の法令を踏まえた上で現行のデータ越境制度が更に明確化されているとともに、データ越境の面におけるコンプライアンス規制の枠組みが再構築され、一連の取組みを通じてデータ越境関連のデータ処理者による法的な義務の軽減が試みられていますが、一部の義務につきましては将来的には強化される可能性もあります。

新規定の具体的な内容に対する企業の皆様のご理解を支援し、企業(特に中国国外の企業)の方々による新規定に照らしたデータ越境に関するコンプライアンス業務の方向性のご検討および相応のご調整の適時のご実施に便宜を図るために、2024年3月29日に中国日本商会様、天津日本人会様およびジェットロ北京事

務所様が共同で開催されたジェトロ北京進出企業支援セミナーにおきまして、北京金誠同達法律事務所のシニアパートナー弁護士である張国棟は「データ(個人情報)の越境流動の促進及び規範化に関する新規定と日系企業の対応策」というテーマのもと、セミナーを行わせていただきました。張国棟弁護士は新規定の内容を日本語で解りやすく解説しながら今後の日系企業の対応策と注意点を提起し、会議に参加された多くの日系企業の皆様からの高いご評価を頂きました。

国家市場監督管理総局、会社登録資本金登記管理制度への意見を公募

国家市場監督管理総局は2024年2月6日、「国务院『中華人民共和国会社法』登録資本金登記管理制度の実施に関する規定(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という。)を公布し、社会からの意見を公募した。

2023年に改正された「中華人民共和国会社法」(以下「新『会社法』」という。)においては会社登録資本金制度に対する比較的大幅な改定が行われ、有限責任会社の登録資本金の五年払込制が明確に規定されている。「意見募集稿」においては新「会社法」の関連規定との整合性を図るために新設会社と既存の会社の登録資本金登記管理を対象とする詳細な規定が行われており、具体的には以下のとおりとなっている。

1、既存の会社の出資期限調整の過渡期について。「意見募集稿」においては新「会社法」を基礎として三年の過渡期(2024年7月1日から2027年6月30日まで)が設けられ、次のとおり規定されている。①既存の会社は2027年7月1日から起算した残りの出資期限が五年を超過している場合には、三年の過渡期以内に、残りの期限を五年以内へと調整しなければならない。②2027年7月1日から起算した残りの出資期限が五年に満たない場合には、出資期限を調整する必要がない。

2、既存の会社の過渡期における簡易減資手続について。既存の会社の払込みが未完の部分の登録資本金に対する減資をめぐって「意見募集稿」においては更に簡易的な手続が新設されている。同手続によると、一定の条件を満たしている会社は国家企業信用情報公示システムを通じて20日間社会に公示し、公示期間内における債権者からの異議の不起訴を前提として申請書と確約書をもって登録資本金変更登記を処理することができる。

3、既存の会社に三年の過渡期が適用されない例外的な状況について。会社の出資期限が30年を超過し、または出資額が10億元を超過している場合において、会社の出資期限または出資額に明らかな異常性が確かに存在しているものと会社登記機関が認定したときは、同機関は省級の市場監督管理部門の同意を経た上で、6か月以内に出資期限または出資額に対する調整を行うよう法により当該会社に要求することができる。調整後の出資期限は2027年7月1日から起算して五年を超過することができない。

(出典:

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_f9f3f2d431474f0aa453786a9e5dd5cb.html)

「中華人民共和国国家秘密保守法」、二度目の改正

第十四届全国人民代表大会常務委員会第八次會議においては2024年2月27日、新たに改正された「中華人民共和国国家秘密保守法」(以下「国家秘密保守法」という。)が可決された。同法は2024年5月1日から施行される。

今回の「国家秘密保守法」の主な改正内容は以下のとおりとなっている。

1、秘密保持事項の範囲の確定時における必要性・合理性原則の遵守、科学的な論証・評価、状況の変化

に応じた迅速な調整および国家機密確定業務の合理性・柔軟性増強の必要性の明確化

2、国家機密確定責任者制度、機密関係者に対する監督管理および国家機密確定授權メカニズムの完全化、秘密保持管理対象の注釈に対する原則的な規定の制定

3、「派生的国家機密確定」業務の基本原則および国家秘密関連業務に従事する企業と公的機関[機密関連貨物・サービスの調達、機密関連工事の建設・設計・施工・監督管理などの業務に従事する組織(特にネットワーク運営者)を含む。]の秘密保持責任の明確化

4、秘密保持情報システム・製品・技術・設備およびその建設・管理・使用への要求の明確化、機密関連電子文書の秘密保持表示への要求の初の明確化

5、機密関連案件に対する検査・調査権限の更なる完全化、規律違反責任条項の完全化、機密に係る規律違反案件に対する管理の規範化・強化

6、「国家の公務活動において発生する国家機密には属していないものの対外的な公開に適しない秘密事項」をめぐるある社会的倫理または公法の規定の概括的な紹介に関する条項の増加、「国家秘密」を構成しないが漏えい後に一定の悪影響をもたらす事項に対する追加・完全化の余地の確保

(出典：https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202402/content_6934648.htm)

国务院、より高い強度による外資の誘致と利用に関する行動案を公布

より高い強度による外資の誘致と利用を目的として国务院弁公庁は 2024 年 2 月 28 日、「高水準の対外的開放の着実な推進およびより高い強度による外資の誘致と利用に関する行動案」(以下「行動案」という。)を通知した。

外商投資企業は「行動案」において提起されている以下の案と動向に関心を寄せておく必要がある。

1、製造業の分野における外資参入制限措置の全面的な取消し、電気通信、医療などの分野における拡大・開放の継続的な推進

2、条件を満たしている外資機構の銀行カードクリアリング業務の法による展開の支持、条件を満たしている中国国外専門保険機構の中国国内における保険機構設立への投資またはこれへの資本参加の支持

3、経営主体から報告される政府調達、入札募集・入札、資格許可、標準制定、補助金享受などの面における外商投資企業に対する差別行為の迅速な処分、責任主体に対する通告と期限付是正命令の執行

4、データ越境セキュリティ管理の規範化、データ越境セキュリティ評価や個人情報越境標準契約届出規範化などに係る業務の展開の組織、外商投資企業と本社のデータフローの支持

5、外商の訪中ビザ処理のための利便性の提供、外商投資企業の管理人員、技術人員ならびに当該人員に同伴する配偶者および未成年の子女を対象とするビザ入境有効期限の 2 年間の猶予

6、中国国籍を持たない者の中国における就労・居留許可管理の合理化

(出典：https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm?lj=1)

有限責任会社の法定代表者

——新「会社法」解説連載シリーズその三

弁護士 韓尚武

今回の連載稿におきましては新「会社法」と「民法典」の関連規定に基づいて有限責任公司(以下「会社」という。)の法定代表者制度をめぐるご説明と解説を行います。

一 法定代表者の法的性質

「民法典」の規定によりますと、会社の法定代表者は会社定款の規定に従って会社を代表して民事活動に従事する責任者です。会社の営業許可証には会社の法定代表者の氏名が記載され、これは対外的な公示の役割を果たしています。このため、法定代表者は直接会社を対外的に代表して各種の民事活動を行うことができ、会社は授權委託書を別途発行する必要がありません。

法定代表者が会社の名義をもって従事する民事活動につきまして、その法的結果は会社がこれを負担します。たとえ会社の定款または株主会において法定代表者の職権に対する制限が行われていたとしても、仮にこの種の制限が第三者の知るところとなっていなかった場合には、当該制限をもって第三者に対抗することはできません。しかし、仮に第三者がこのような制限の存在を明らかに知り得ていた場合において、法定代表者との民事活動を依然として行っていたときは、相応の責任の負担を会社に要求することはできません。

仮に法定代表者が職務執行の過程において損害を他者にもたらした場合には、会社が民事責任を負担します。会社は民事責任の負担後に、法律または会社定款の規定に従って過失のあった法定代表者に求償することができます。

二 法定代表者の選任と変更

現行の「会社法」に基づきますと、会社の法定代表者は会社定款の規定に従って董事長、執行董事またはマネージャー(中国語:「經理」)がこれを担当します。しかし、新「会社法」に基づきますと、会社の法定代表者は会社定款の規定に従って会社を代表して会社の事務を執行する董事または「經理」がこれを担当します。このため、新「会社法」の実施後におきましては、董事長または「經理」のほかに、その他の董事も会社の法定代表者を担当し、会社を代表して会社の事務を執行することができるようになります。

会社の法定代表者が将来的には董事長または「經理」による担当に固定されることなく、その他の董事も同様にこれを担当する可能性があることから、このため、新「会社法」の第 25 条におきましては、「会社の定款には法定代表者の選任と変更の方法を規定しなければならない。」という旨が定められています。一方、現行の「会社法」におきましてはただ「会社の定款には法定代表者を記載しなければならない。」という旨のみが定められています。このため、定款の頻繁な変更を回避するために、新「会社法」の実施後におきましては、会社の定款には法定代表者の氏名の具体的な明記を行わないことができますが、ただし、法定代表者の選任と変更の方法につきましては、これを具体的に規定しなければなりません。

新「会社法」によりますと、法定代表者を担当する董事または「經理」は辞任した場合には、法定代表者をも同時に辞したものとみなされます。仮に法定代表者が辞任した場合には、会社は法定代表者の辞任日から三十日以内に新たな法定代表者を確定し、相応の法定代表者登記変更手続を可能な限り早期に処理しなけ

ればなりません。仮に法定代表者登記変更手続を速やかに処理していなかった場合において、既に辞任した法定代表者が引き続き会社の名義をもって民事活動に従事したときは、これに係る法的責任は引き続き会社がこれを負担する可能性が高いです。また、法定代表者は辞任または変更後におきましては、法定代表者登記変更の届出を可能な限り早期に完成するよう会社に促し、会社の違法行為による自身の法的責任の追及がもたらされる事態を回避しなければなりません。

具体的な変更手続におきまして、会社登記管理の関連規定によりますと、会社は名称、経営範囲、登録住所、登録資本金などの重要な事項を変更する際には、登記の変更を会社登記機関に申請しなければなりません。登記の変更を申請する際には、会社の法定代表者が署名した登記変更申請書を会社登記機関に提出する必要があります。しかし、会社の法定代表者変更時における登記変更の際に、申請書上には果たして変更後の法定代表者が署名するのか、それとも元の法定代表者が署名するのかという点について、実践におきましては長期にわたってこの点が明確にされておらず、非常に多くの混乱と不便性の発生がもたらされてきました。今回の新「会社法」におきましては、「この種の状況下においては、変更後の法定代表者が申請書に署名し、これにより元の法定代表者の不協力により法定代表者変更手続完成の不能化がもたらされる事態を回避する。」という旨が明確に規定されており、更なる合理性を有しています。

三 法定代表者による契約締結の効力

法定代表者は対外的に直接会社を代表することができ、同者の会社の名義を用いた民事活動への従事の法的結果は原則として一律に会社がこれを負担します。しかし例外として、法定代表者が対外的に締結する契約の効力の認定の面におきましては、署名・捺印の成否の相違に応じて異なる法的効果が発生する可能性があります。

1、仮に「捺印をもって契約成立の条件とする」という旨が契約に明確に定められている場合には、ただ法定代表者の署名のみが行われている契約は成立しません。

2、仮に上述の取決めが契約に存在しておらず、ただ法定代表者の署名のみが行われており、会社の公印が押捺されていなかった場合において、「法定代表者は契約の締結時に権限を超越していなかった」という点を相手方が証明することができたときは、当該契約は会社に対する効力を生じます。

3、ただ会社の公印の契約への押捺のみが行われており、法定代表者の署名は行われていなかった場合において、「契約は法定代表者が自らの権限の範囲において締結したものであった」という点を相手方が証明することができたときは、契約は会社に対する効力を生じます。

4、法定代表者が契約の締結時に代表または代理の権限を超過していた場合において、「民法典」の規定に基づいて表見代表または表見代理を構成していたときは、契約は会社に対する効力を生じます。

このため、法定代表者(会社のその他の授権代表者を含む。)の締結する契約につきましては、契約の有効性を最大限に確保するために、可能な場合には、会社の公印の押捺も同時に要求しなければなりません。

法定代表者制度はその他の国家におきましては比較的にまれである可能性がありますが、中国の会社にとりましては重要な意義を有しています。会社は新「会社法」に基づいて法定代表者の選任と変更の仕組みを完全化した上で、法定代表者を適切に選定しなければならず、これにより潜在的な法的リスクを回避し、会社の経営と管理をより一層整備することができるようになります。

(次号につづく)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合には許可いたしますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>